

新	旧
<p data-bbox="562 285 734 316">約款・規定集</p> <p data-bbox="562 381 734 411">証券取引約款</p> <p data-bbox="219 480 517 510">(第1条～第6条 省略)</p> <p data-bbox="199 576 689 606">第7条 (本人確認書類及び届出事項)</p> <p data-bbox="199 627 1099 799">1. 口座開設審査において、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報保護宣言」及び「個人情報に関する公表文」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p data-bbox="199 818 607 849">《個人のお客様の場合》(省略)</p> <p data-bbox="199 914 775 944">《法人のお客様の場合》(下記書類のすべて)</p> <p data-bbox="255 963 902 1042">(1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ※ 発行日から3ヶ月以内の原本(コピー不可)</p> <p data-bbox="255 1061 848 1091">(2) 法人番号指定通知書又は法人番号印刷書類</p> <p data-bbox="255 1110 1025 1141">(3) 代表者の本人確認書類(前号個人のお客様の場合と同様)</p> <p data-bbox="255 1160 1099 1283">(4) 取引担当者の本人確認書類(前号個人のお客様の場合と同様) ※取引担当者と代表者が同一人である場合は、上記(3)は必要ございません。</p> <p data-bbox="255 1302 600 1332">(5) <u>日米租税条約表明文書</u></p>	<p data-bbox="1487 285 1659 316">約款・規定集</p> <p data-bbox="1487 381 1659 411">証券取引約款</p> <p data-bbox="1137 480 1435 510">(第1条～第6条 省略)</p> <p data-bbox="1122 576 1612 606">第7条 (本人確認書類及び届出事項)</p> <p data-bbox="1122 627 2022 799">1. 口座開設審査において、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報保護宣言」及び「個人情報に関する公表文」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p data-bbox="1122 818 1529 849">《個人のお客様の場合》(省略)</p> <p data-bbox="1122 914 1697 944">《法人のお客様の場合》(下記書類のすべて)</p> <p data-bbox="1178 963 1825 1042">(1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ※ 発行日から3ヶ月以内の原本(コピー不可)</p> <p data-bbox="1178 1061 1771 1091">(2) 法人番号指定通知書又は法人番号印刷書類</p> <p data-bbox="1178 1110 1951 1141">(3) 代表者の本人確認書類(前号個人のお客様の場合と同様)</p> <p data-bbox="1178 1160 2022 1283">(4) 取引担当者の本人確認書類(前号個人のお客様の場合と同様) ※取引担当者と代表者が同一人である場合は、上記(3)は必要ございません。</p> <p data-bbox="1178 1302 1350 1332">(5) <u>(新設)</u></p>

<p>(第8条～第51条 省略)</p> <p>第52条 (本約款等の変更)</p> <p>1. 本約款等は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改訂</u>されることがあります。<u>改訂を行う旨及び改訂後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2. お客様は、本約款等の変更不同意の場合は、前項に基づく通知の受領後速やかに当社に申し出るものとします。かかる申し出がない場合は、本約款の変更等に同意したものとみなします。</p> <p>3. 前二項にかかわらず、第1項に基づく通知の受領後にお客様が建玉の反対売買及び品受け、品渡し以外の本取引をされた場合は、本約款等の変更同意したものとみなします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成30年11月9日改訂</u></p>	<p>(第8条～第51条 省略)</p> <p>第52条 (本約款等の変更)</p> <p>1. 本約款等は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、<u>変更</u>されることがあります。</p> <p>2. <u>本約款等の変更がお客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときには、当社は速やかにその内容を第5条の通知の方法により通知するものとします。また、重要な変更については書面をもってお客様に通知することもできるものとします。</u></p> <p>3. お客様は、本約款等の変更不同意の場合は、前項に基づく通知の受領後速やかに当社に申し出るものとします。かかる申し出がない場合は、本約款の変更等に同意したものとみなします。</p> <p>4. 前三項にかかわらず、第2項に基づく通知の受領後にお客様が建玉の反対売買及び品受け、品渡し以外の本取引をされた場合は、本約款等の変更同意したものとみなします。</p> <p>(以下、省略)</p>
---	---